

平成29年度(一社)小牧市観光協会推奨品選定会実施要領

1 目的

推奨品選定要綱第3条第3項及び第9条の規定により選定会等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会

- (1) 期日 平成29年11月6日(月) 13:30～
- (2) 主催 (一社)小牧市観光協会
- (3) 後援 小牧市・(一社)愛知県観光協会・中日新聞社・小牧商工会議所
- (4) 会場 小牧勤労センター 小研修室

3 選定審査基準

(1) 部門

- ①菓子 ②食品 ③工芸 ④民芸

(2) 基準

・菓子、食品部門については、次の事項についても総合的に審査する。

- ① 商品自体の表現の豊さ
- ② 包装を含めた商品全体の表現の豊さ
- ③ 商品と価格のバランス
- ④ 商品名のセンス
- ⑤ 味覚

・工芸、民芸部門は、工夫・美術性・郷土色等について審査する。

4 推奨

- (1) 推奨 本審査に合格したものを推奨品として推奨する。
- (2) 推奨期間 平成30年1月1日～平成31年12月31日

5 入賞

上記推奨品の中から優秀な商品に対し次の賞を授与する。

- 小牧市長賞 1点
- (一社)小牧市観光協会会長賞 1点
- (一社)愛知県観光協会会長賞 1点
- 小牧商工会議所会頭賞 1点
- 中日新聞社賞 1点

6 申込方法

平成29年10月20日（金）までに別添様式の申請書に（1商品1枚）所要事項を記入し、商品の内容のよくわかる画像を添付のうえ、協会へ申し込む。

7 選定商品の搬入

商品は、平成29年11月6日(月)10:00～11:00の間に搬入すること。

2点搬入し、1点は、販売する状態（未包装で商品の見える状態）とし、もう1点は包装したもので中の商品は入ってなくても（空き箱も）可とする。他に、試食品（選定委員分※試食サイズ）を用意すること。

8 出品商品の条件

(1) 出品者

小牧市内に事業所を有する土産品等製造業者または販売業者

※今回、推奨品として認定された出品業者は、(一社)小牧市観光協会に加入すること。

(2) 認定数

一業者につき5品目以内とする。

(3) 商品の表示等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年公正取引委員会告示第6号）、その他関係法令に定める基準に適合していること。

9 選定商品の返品

選定商品は、原則として返品しないものとする。

値札等は15:30～16:00の間に搬出すること。

10 結果通知

① 認定結果は、出品者に通知する。

② 推奨品には、認定書を授与する。

③ 入賞した推奨品は当日発表し、後日賞状及び盾を授与する。

11 その他

① 推奨品は、市民まつり等行事の観光イベント等において出店できる。

② 推奨品は、パンフレット及び当協会ホームページにより広くPRする。

(問合せ先)

(一社)小牧市観光協会事務局

〒485-0029 小牧市中央1-260

TEL 39-6123 FAX 39-6124

(一社)小牧市観光協会推奨品選定会審査申請書

		申請日	年 月 日
申請者	商号 代表者名		
	住所	〒	
	TEL		FAX
種別	①菓子 ②食品 ③工芸 ④民芸		
ふりがな 商品名			
販売方法	単位(何個入り等)	小売価格 (税込み)	販売場所
商品説明		
備考			

商品の画像データを1商品につき1点添付してください。(申請書を持参して提出される場合は、データを媒体に入れて提出してください。提出された媒体はご返却します。)

この画像は推奨品選定会に使用するほか、推奨品に選定された場合は推奨品パンフレットの掲載写真としても使用いたします。

※本申請書は商品1点ごとで記入してください。

※商品(店)等に関するパンフレット等がありましたら添付してください。